日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日　　時：令和８年10月１日（木）15：00～16：00
場　　所：日本薬剤師会　第一会議室
出 席 者：岩月会長、上野専務理事

内容・提出資料：

１．令和８年台風第25号について

上野専務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

内閣府の公表によれば、台風25号の影響により、千葉、東京、神奈川に災害救助法が適用された。千葉県薬剤師会においては、９月21日より災害対策本部が設置され、会員施設の被災状況の確認、対応に追われた。千葉県内13施設、神奈川県内７施設が被災したが、９月29日時点で、全て復旧済みであり営業可となっている。

２．「厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（案）」等の御意見の募集への意見提出について　（令和８年９月17日　日薬業発291号）

上野専務理事より、掲題の件について説明された。

厚労省の薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会で、ロキソプロフェン（外用剤及びかぜの諸症状を緩和することを目的とするものを除く）を第一類医薬品から指定第２類医薬品にリスク区分を変更することが妥当と判断されたことについて意見募集が行われており、本会として、現在の指定第二類医薬品販売体制においては「妥当とは考えられない」旨の意見を提出した。要点は以下の通り。

国民の医薬品への適切なアクセスを確保することは重要であるが、ロキソプロフェンのリスクは、購入者自身が必ずしも認識できるものではなく、安全な使用のためには、年齢、症状、基礎疾患、脱水の有無、併用薬、他のNSAIDsとの重複使用、使用期間・頻度等を、専門家が総合的に評価することが必要である。登録販売者が販売する場合でも、専門的判断を要する場合は薬剤師に引き継ぐことで、薬剤師の関与と責任体制を確保することが不可欠である。販売業者がこのような販売体制を確保し、国民の安全が確保されることを前提とすべきである。登録販売者が専門的判断を要するケースを確実に判断できるよう、研修体制の充実・強化を図ることも重要。研修の質の担保及び全国的な一貫性を確保するために、研修を個々の実施主体の取組のみに委ねるのではなく、標準的な研修内容、教材、確認事項等を整備し、薬剤師の関与のもとで策定・実施される必要がある。すべての薬局がNSAIDs を含むOTC 医薬品を取り扱い、薬剤師による専門的な相談・判断を通じて、地域住民が安全かつ適切にOTC 医薬品を選択・使用できる環境の整備を推進していく必要がある。

また、仮にリスク区分を変更する場合には、区分変更をもって安全性の評価を終了するのではなく、変更後の安全性及び安全確保策の実効性を継続的に検証し、その結果をリスク区分の見直しにつなげる仕組みをあらかじめ確保すべきである。

さらに、今後の制度的な課題として、国民の安全なセルフメディケーションを確保する観点から、次期薬機法改正も視野に入れ、医薬品のリスクに応じた販売制度のあり方について検討を進めるべきである。

以上の内容を本会から意見提出したことについて、都道府県薬剤師会宛て報告したところである。

３．薬局におけるカスタマーハラスメント対策マニュアル 暫定版の公開について
（令和８年９月 30 日　日薬発第 187 号）

上野専務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

薬局において発生するカスタマーハラスメントは、薬剤師をはじめとする薬局従事者の安全・健康に深刻な影響を及ぼし、適切な薬学的管理の実施や地域住民へのサービス提供を妨げる要因となる。薬剤師や薬局従事者が安心して業務を実施できる環境整備に向けた取組が求められる中、本日、10 月１日より、改正労働施策総合推進法の施行に伴い、全ての事業主に対し、カスタマーハラスメントを防止するための措置等を講じることが義務付けられた。

本会は本年度、厚労省医薬局「薬剤師の資質向上等に資する研修事業」の実施法人として、薬局におけるカスタマーハラスメント対策マニュアル（仮称）の作成に取り組んでおり、法施行にあたり、薬局において対応が必要となる事項や「薬局におけるカスタマーハラスメント対策マニュアル（仮称）［暫定版］」をとりまとめ、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。なお、今後、薬局業務の特性を踏まえた対応について、さらに内容の精査・充実を図った上で、改めて周知する予定である。

主な質疑応答は以下のとおり。

【OTC 類似薬の一部保険外療養について】

記者：医療保険部会において貴会委員から、現場の業務負担を見据えた言及、強い要望が少なかったように思うが、改めて貴会としての見解はいかがか。

岩月会長：これまで本会が一貫して申し上げているのは、選定療養のように患者に選択権が無いため、国民、医療関係者に対し制度の周知徹底をお願いしたいということ。また、誰が見ても分かる処方箋の様式に整えていただきたいということである。

記者：日々の業務において患者への説明に一定の時間を要する場合、説明に係る報酬を求めていくことになるか。

岩月会長：患者の状況により負担が増えるケース、増えないケースと様々な対応が必要となってくる。対応してみた結果、必要に応じて検討し要望していくことになるのではないか。

【零売訴訟の一審判決について】

記者：９月 18 日の東京地裁判決で、零売は実質的に医行為とされたことについて見解はいかがか。

岩月会長：医療用医薬品である以上は、患者の症状や訴えを聞いて薬を選択することは医行為だという内容の判決であり、それ以上でも以下でもないと受け止めている。

【KKR 札幌医療センターの敷地内薬局整備事業を巡る入札妨害事件の判決について】

記者：敷地内薬局を巡る入札妨害事件でアインファーマシーズの元幹部の有罪判決が確定した。敷地内薬局のあり方にも関わる事件だと思うが、受け止めはいかがか。

岩月会長：薬局は機能で評価されるべきであるところ、立地で薬局経営の優位性を得ようとした商取引上の不正行為であり、敷地内薬局の是非に関わる事件ではなく、それが争点ではなかったと理解している。本会として特にコメントはない。

次回の定例記者会見は、令和８年 10 月 14 日（水）15：00～を予定。